

新市地区あしだかわ利活用推進分科会設置規約

(名称)

第1条 この分科会は、新市地区あしだかわ利活用推進分科会（以下「分科会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 分科会は、「あしだかわ利活用推進委員会設置規約」の第2条に掲げる目的を芦田町及び新市町において達成するため、あしだかわ利活用推進委員会の分科会として設置する。

(目的)

第3条 分科会は、芦田川水辺空間の更なる利活用及び保全の具体について検討を行い、芦田川の水辺環境の向上を図るとともに、持続可能な利活用の促進及び保全に寄与するため、国土交通省の定める「かわまちづくり」支援制度の登録を受けるために必要な「かわまちづくり計画」を策定することを目的とする。

(委員)

第4条 分科会の委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(分科会長及び副分科会長)

第5条 分科会に、分科会長及び副分科会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。

2 分科会長が必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、福山市建設局建設管理部建設政策課及び福山市市民局北部支所北部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規約は、2026年（令和8年）5月15日から施行する。

別表

区分	団体又は機関等	役職
自治会関係	福山市自治会連合会	会長
学校関係	福山平成大学経営学部経営学科	教授
学校関係	広島県立戸手高等学校	校長
各種団体	芦活部	部長
各種団体	福山あしな商工会	会長
各種団体	新市地区かわまちづくり委員会	委員長
各種団体	NPO 地域生活支援センター ほんわか	代表理事
各種団体	公益財団法人福山市スポーツ協会	事務局長
河川管理者	国土交通省 福山河川国道事務所	副所長
市	福山市建設局	参与
市	福山市市民局北部支所	支所長

事務局 福山市 建設局 建設管理部建設政策課
及び 市民局 北部支所北部地域振興課

かわまちづくりにおける組織関係図

資料1

千代田地区

新市地区

企画・構想

芦活部、自治会連合会を中心とする
意見交換会

新市地区かわまちづくり委員会を中心とする
意見交換会等

計画策定

あしだがわ利活用推進委員会

新市地区の検討

新市地区あしだがわ
利活用推進分科会

管理・運営・
利活用等

プラットフォーム

地域住民代表(町内会)

芦活部

福山市スポーツ協会、福山市

(例)

新市地区かわまちづくり委員会

または

その他団体、企業等